

**光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等
の開示の在り方に関する検討会
(第3回)
事業者ヒアリング資料**

2024年2月26日
送配電網協議会



- 一般送配電事業者が所有する管路や光ファイバの位置情報に関して、現状の開示範囲を拡大して公表することは、**電力安定供給にリスクが生じる可能性**があり、**セキュリティ評価など慎重に検討**していく必要がございます。
- 各種申請様式の統一化に関して、**通信事業者さまと協調し、様式統一に向け前向きに検討を進めていく**ことに異論はございません。また、Webによる手続きのオンライン化は、申請者の利便性向上に資する取組みと理解しておりますが、システム対応費用等が必要となるため、費用対効果を考慮する必要がございます。

【管路に対するリスクの考え方】

- 地中ルートは、架空ルートに比べ、**自然災害に強いレジリエントな伝送路**であり、**電力事業者をはじめ、通信事業者等インフラ系事業者の基幹回線が管路内に多数収容**されています。
- このような実態を踏まえると、**電柱位置情報に比べて管路位置情報を開示した際のリスクは大きい**と考えます。

【光ファイバに対するリスクの考え方】

- 光ファイバには**電力安定供給に資する電力保安通信回線が収容**されており、当該回線は**電力需給調整等に関わる情報伝送**を行っています。このため、仮に、光ファイバが切断され情報が途絶した場合、**健全な電力需給調整に支障をきたし、停電等に陥る可能性**があります。
- また、通信事業者等の基幹回線を収容している区間もあり、当該区間の光ファイバが切断された場合、**通信サービス等にも甚大な影響を与える可能性**があります。
- このような社会的影響（リスク）を踏まえると、**ルートの開示は望ましいとは言えず、慎重な議論が必要**と考えます。

- 電気設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省令）において、下記のとおり電力保安通信設備の施設について定められております。

（電力保安通信設備の施設）

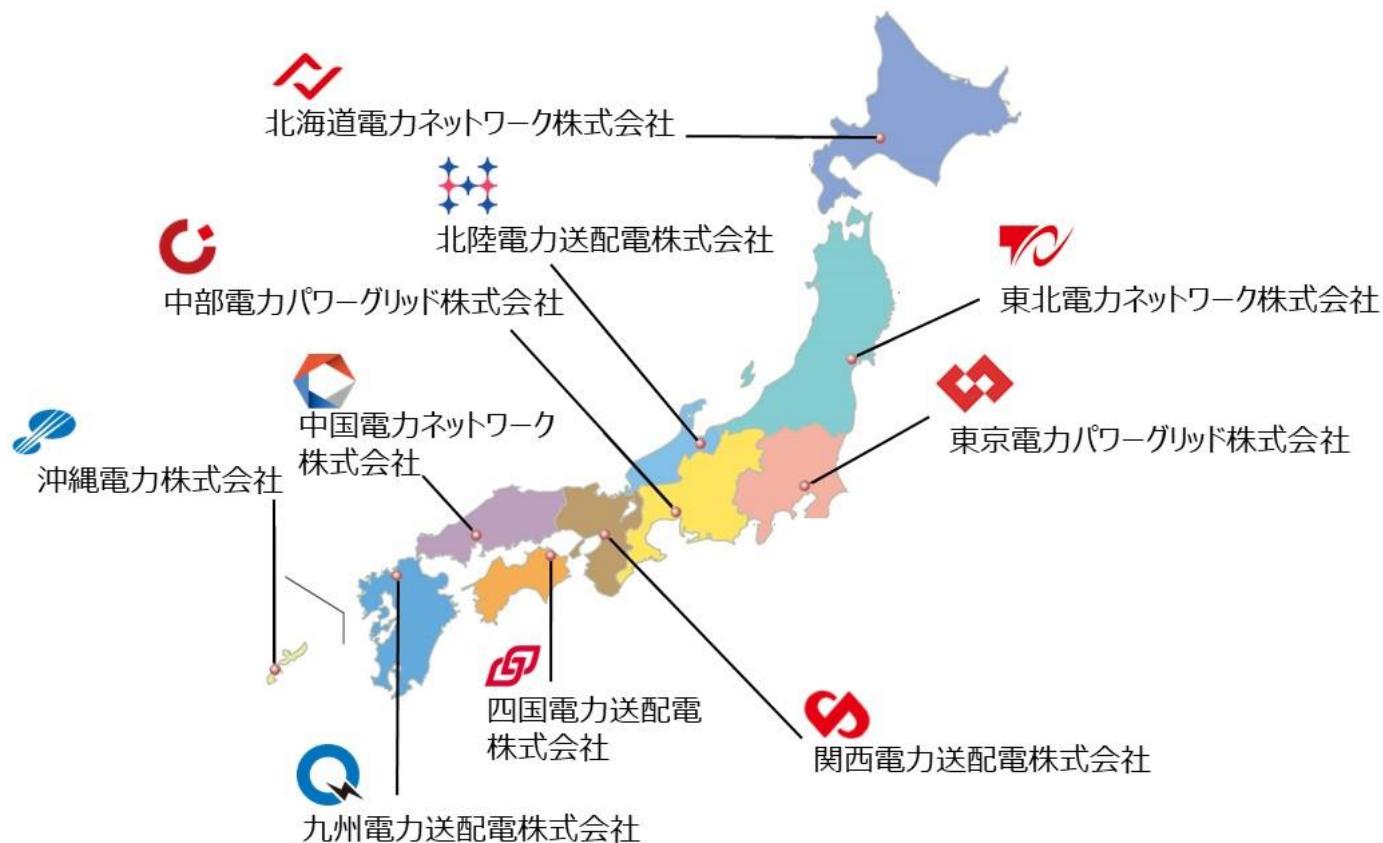
第五十条 発電所、変電所、開閉所、給電所（電力系統の運用に関する指令を行う所をいう。）、技術員駐在所その他の箇所であって、一般電気事業に係る電気の供給に対する著しい支障を防ぎ、かつ、保安を確保するために必要なものの相互間には、電力保安通信用電話設備を施設しなければならない。

（以下、省略）



- 一般送配電事業者は、自社設備や電気通信事業者と保安協定を結んだうえで通信回線を調達するなどにより電力保安通信回線を構築しており、全ての一般送配電事業者が光ファイバを保有しているわけではないことを念頭にご議論いただきますようお願い致します。

- 電力各社において、送配電部門の法的分離がなされたことを踏まえ、「電気事業連合会」から独立した組織として、「**送配電網協議会**」を**2021年4月に設立**いたしました。
- 「送配電網協議会」は、**一般送配電事業者10社を会員**とし、**送配電設備の工事・維持・運用に係る業務を実施**しております。



以上

